

議案第 6 3 号

海老名市下水道条例の一部改正について

海老名市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

災害その他非常の場合においても排水設備の設置等の工事を可能としたいため

海老名市下水道条例の一部を改正する条例

海老名市下水道条例（平成１２年条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第１４条第３項中「第２項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。